

かがわ安心飲食店認証制度（案）

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、安心して飲食を楽しんで頂くため、感染防止対策に取り組む飲食店を県が認証する制度です。

- 飲食店等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ、認証します。
- 認証施設には、認証ステッカーを交付し、Web サイトで公開します。
- 認証取得に要した経費を補助する制度も設けています。

対象事業者

香川県内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を得た店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主

※宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等は対象外になります。

認証までの流れ

【1 申請】

郵送または電子申請（Web サイト開設予定）で申請してください。

【2 現地確認】

調査員が現地で認証基準に適合しているかを確認します。

※現地確認の際は、事前連絡の上、訪問します。

【3 認証】

認証基準に適合していることが確認できたら、後日認証ステッカーを交付します。

認証を受けると

安心してご利用できるお店であることをアピールできます。

- ・認証ステッカーを交付します。
- ・Web サイトで認証店のリストを公開します。
- ・その他、認証取得のメリットを検討しています。

認証基準のポイント（国から示されている必須項目）

- ・店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- ・飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- ・テーブルの間は、相互に対人距離が 1 m 以上確保するか、アクリル板（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）、で遮蔽する。
- ・テーブル内の配置について、真正面での着座配置をせず、座席の間隔を 1 m 以上確保するか、テーブル上にアクリル板等を設置（正面及び隣席との間）して遮蔽する。
- ・換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m³）を確保する。窓の開放による換気の場合は、1 時間当たりの換気回数を 2 回以上確保するなど十分な換気を行う。

受付開始

令和 3 年 6 月 14 日（予定）

（お問い合わせは同日開設予定のコールセンターで対応します）

※制度の詳細については、現在、検討中のため、後日公表します。